

**【新設】(取得価額の判定単位)**

**61の3-1の2** 措置法令第37条の3第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

**【解説】**

- 1 本通達では、本制度の取得価額要件の判定を行う場合のその判定単位について明らかにしている。
- 2 令和5年度の税制改正において、農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる特定農業用機械等が一定の規模のものに限定された（措法61の3①）。  
具体的には、機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの（通常一組又は一式をもって取引の単位とされる機械及び装置並びに器具及び備品にあつては、一組又は一式の取得価額が30万円以上のもの）とし、建物及びその附属設備にあつては、一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が30万円以上のものとし、構築物にあつては、一の構築物の取得価額が30万円以上のものとし、ソフトウェアにあつては、一のソフトウェアの取得価額が30万円以上のものとされた（措令37の3②）。
- 3 この取得価額の判定に当たっては、通常一単位として取引される単位ごとに判定することを原則とし、個々の機械及び装置等の本体と同時に設置する自動調整装置や原動機のような附属機器でその機械及び装置等の本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところでその取得価額が30万円以上であるかどうかの判定を行うことができる。本通達では、このことを明らかにしている。